

秩父市農業委員会 令和7年 第8回定例総会 議事録

1 開会閉会の日時及び場所

- (1) 開会日時 令和7年8月22日(金)午後1時30分
- (2) 閉会日時 令和7年8月22日(金)午後2時52分
- (3) 場 所 秩父市役所 歴史文化伝承館 1階研修室1・2・3

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)
- (2) 現在数 27名(農業委員13名、農地利用最適化推進委員14名)

3 出欠席の状況及びその氏名

出席数 24名(農業委員12名、農地利用最適化推進委員12名)

※ただし、新井委員は中座しているため、第39号、第40号の議題の表決には参加していない

農業委員				農地利用最適化推進委員		
議席番号	農業委員氏名	出席状況	議事録署名人	地区	推進委委員氏名	出欠状況
1番	新井 範	出席		第1区域	今井 和美	出席
2番	○吉川 稔	出席			松澤 眞一	出席
3番	青野 孝司	出席		第2区域	栗原 恒明	出席
4番	黒田 昭雄	出席			関根 正男	出席
5番	長谷川 玲	出席		第3区域	田口 徳行	欠席
6番	◎横田 友	出席			小久保 健司	出席
7番	豊田 恵男	出席		第4区域	齊藤 稔	出席
8番	黒沢 昌治	出席			富田 典孝	出席
9番	○新田 恭一	出席	●	第5区域	新井 明弘	出席
10番	芦田 希美	欠席			新舟 文男	出席
11番	富田 博明	出席	●		岡田 英幸	出席
12番	井原 愛子	出席			高田 忠一	出席
13番	新井 一雄	出席		第6区域	木村 誠司	出席
					浅見 喜一	欠席

◎印 農業委員会長 ○印 会長職務代理者 ●印 議事録署名人

4 議事日程

日程第1 開会・開議

日程第2 議事日程の報告

日程第3 総会成立の報告

日程第4 議事録署名委員の指名

日程第5 諸報告

日程第6 審議議案の報告

日程第7 議案審議

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について（4件）

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について（4件）

議案第41号 農用地利用集積等促進計画の意見について（2件）

議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（2件）

日程第8 閉議・閉会

5 農業委員会事務局職員

職名	氏名	備考	職名	氏名	備考
事務局長	黒澤美紀子		主幹	小川英孝	書記
参与	浅賀照夫		主任	川上僚太	書記
主査	笠原信之		主任	平沼治貴	
副支所長	青葉寿		主事	高野友陽	

6 会議の概要

日程第1 開会・開議

議長（横田 友会長） ただいまから、秩父市農業委員会令和7年第8回定例総会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。

日程第2 議事日程の報告

議長（横田 友会長） まず、議事日程につきましては、印刷の上、お手許に配付いたしましたので、ご了承願います。

日程第3 総会成立の報告

議長（横田 友会長） はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして事務局より報告をお願いします。

黒澤事務局長 本日の出席は、農業委員は、13名中12名、農地利用最適化推進委員は、14名中12名です。

議長（横田 友会長） 事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律 第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しております。なお、13番 新井一雄委員より、本日の総会を中座する申出があり、議長として同意を致しましたので報告します。

日程第4 議事録署名委員の指名

議長（横田 友会長） 次に、議事録署名委員の指名についてですが、議長において指名することに異議はありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 異議なしと認めます。よって、議長において指名いたします。

9番 新田 恭一 委員 及び 11番 富田 博明 委員 以上、お二人をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の小川主幹 及び 川上主任 を指名いたします。

日程第5 諸報告

議長（横田 友会長） 次に、諸報告でございますが、前回総会以降に処理した案件について報告いたします。事務局に説明をさせます。

黒澤事務局長 本日付け、報告文書をご覧ください。

1 農地法第5条の規定による許可の取消についてでございますが、令和●年●●月総会において、ご審議をいただき、令和●年●月●日付けで農地法第5条の規定による許可を受けていた案件でございます。取消の申出理由でございますが、進入路が利用困難となり、住宅が建築出来なくなったため、今回取消の申請が提出されたものでございます。以上でございます。

いますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

1番 新井 範委員 番号2についてですが、1番新井です。この別所の番号2を見にいったんですが、なかなか全部をフェンスで囲ったりブロック塀で囲ってあったりという農地だったんですが、半分ご本人が取得して、その残りをまた取得するというので、農業するというので確かに事務局のご案内の報告の通りなんですけど、確かにこれだと1人でやった方がいいよねっていうような感じがしました。切株等も等も全部切ってもらって、圃場が綺麗になっておりました。草等もほとんど一本もないような状態で管理されておりましたので、よろしいのではないかなと私は思っておりますが、皆さんのご判断の程どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1区 今井 和美委員 1区の推進員の今井です。先日、事務局と見てまいりました。ここは私のパトロールを担当している地域で、去年、一昨年と見たときはもう●判定だったと思うんですけど、現地を見に行ったら綺麗に草が刈られてて、木も切ってあって、ちょっと、根っこが残ってるんですけどここは取っちゃえば、またすぐに耕作できるかなと思います。フェンス等もちょうど獣害には、いい具合になっているので問題ないかと思ひます。よろしくお願ひします。

4番 黒田 昭雄委員 4番の黒田昭雄です。番号3番についてご意見を申し上げます。内容は事務局の説明の通りです。先日、●月●●日笠原主査と岡田推進員さんの三人で現地を確認してきました。以前、違反転用があったみたいですが、県とか市農業委員会の指導があって、●●●がかなり厚く敷いてあって、●●●の木が年々増えているようなんですけど、今年は●●鉢確認できました。特に問題ないと思うんですけど、ご審議をよろしくお願ひします。

5区 岡田 英幸委員 はい、5区推進員の岡田です。3番についてですね、意見を申し上げます。●月●●日に事務局と、黒田農業委員さんと現地を確認して参りました。皆さんも覚えてると思うんですけど、昨年●月にですね、総会の時にちょっと問題になった案件だと思ひます。詳細についてはですね、事務局の説明があった通り、現在は●●●が植えてあってですね、それについて説明がありまして、現在は●●●が鉢に植えてあってですね、●●●が一面に敷いてありフワフワで、すぐにでも耕作できる状態でありました。県、農業委員会からも指導があり、売買で今回自己所有となります。問題ないと思ひますので、ご審議をお願ひしたいと思ひます。

9番 新田 恭一委員 9番新田です。先日事務局、また農業委員推進計4名でですね、現地を確認させていただきました。内容的には、先ほど事務局の説明の通りでございまして、場所は●●●●の●●●●のすぐ真ん前ということで昔から商店を営んでいたということでございまして。畑はまたその家のすぐ前という状況です。今現在は、よく整備はされてるんですけど、若干上から坂のような状況の場所でございます。両端に●、並びに●と●●が今植わっております。そのような状況ですが、譲渡人は、●●●におるという事でございまして。また譲受人につきましては、移住で●●へ来るといふうなことで、なかなか農業経験も少ないといふうなことでございまして、新規就労といふうなことで期待をしておるところでございまして、栽培計画でこれ●●●●平米ということで、●●●●㎡については●●、また●●●㎡については●●を計画しておるといふうことでございまして、非常に期待をしていいのではないかといふうに思ひますので、よろしくご審議願ひたいと思ひます。以上です。

6区 木村 誠司委員 6区木村です。4番について、高野さん、新田さんの説明の通りなんですけど、広い土地ですが、既に●だとか●、●等が植わって、また●●●等を購入するような計画もあるという話ですので、なんら問題ないかと思ひますので、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

3区 小久保 健二委員 3区の小久保です。ナンバー3番、以前に駐車場といふうことで使ったところが、また今回、●●● ●●鉢植わってて、●●●が敷いてあるといふうなことなんですけど、県の許可は、これを農地として認めたわけですか。

事務局(笠原主査) はい。こちらの場所はですね過去さかのぼる令和●年の時に、そのときは砂利を敷いたような形で違反転用という形で無許可で駐車場にしてしまった場所です。

そのときに、埼玉県農林振興センターおよび秩父市の農業委員会が指導を行ったわけなんですけど

ども、そのときの是正指導の状態が農地に原状復旧ということで、この今回のこの●●●を設置して、鉢植えの●●●を何個か管理して、農地として復旧させるというような形で指導を行ってその通りに譲受人の方は、是正対応をされた事になりますので、この状態が農地ということでご理解をいただきたいと思います。

3区 小久保 健二委員 わかりました。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご質問はございませんか。

5区 高田 忠一委員 まあ農地は農地だけど、駐車場としても使うんだよね、当然ながらね。

事務局（笠原主査） この後の話になるかと思うんですけど、今までは毎年5条で一時転用という形で、●●●のシーズンは駐車場として一時転用されておりましたが、今後は4条で一時転用を行う予定となっております。

5区 高田 忠一委員 はい、わかりました。前も意見を申し上げましたが、今回は一応、県の指導があった。もっと早く県が指導した方が良かったと思いますが、ここで意見を私が申し上げたのは、自分の土地ならまだいいのに、人んちの土地いじくりながら、とっけえひっけえやるというのはおかしいだろうという意見を多分言ったと思う。一括して自分ちだから、●●●を取ったり、取れるかどうかわかんないけど、いずれにしても、農地としてそういうふうを活用しつつ、まあ相談があったんだな。そのまま●●●だけは取り除いて、駐車場。これはある意味では一つの事例になってしまうと、今後こういう事例が出てくる。特に●●●の場合は●●●●とかいろいろあるので、逆に、ああいいことだ、ということで、広まる可能性もあることも、全員が承知しながら、県が指導して、そういうふうなんで許可をしたわけですから、今後も許可していく方向で頭を置かなければならない、というふうなことは、全員が理解してもいいかなと思いますので、一言申し上げます。以上です。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

4区 富田 典孝委員 はいすいません、4区の富田です。今の件でちょっと意見というよりも、ちょっと参考でちょっと教えてもらえればと思うんですけど、最初の説明で農林振興センターの勧めで3条で申請したらどうかっていう話でしたよね。これ、またおそらく駐車場で一時転用の話になると、思うんです。わかんないどっかで駐車場を見つけては出てこないと思いますんですけど、これもしあのはなから駐車場で一時転用ってわかってる場合、これで5条みたいなもので取得するっていうことは、いいことあんまり良くないおすすめでできないから3条なんですか。

事務局（笠原主査） 実はここの農地なんですけども、圃場整備を行った第1種農地になっておりますので、県としても市としてもですね、農地として残したい、農地となっております。ですので、できることであれば農地として残してそのどうしても必要なシーズだけ一時転用というような形でというのが、思惑としてあるのは、はい、ご理解いただければと思います。

4区 富田 典孝委員 本音じゃないということですね。はい、わかりましたありがとうございます。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご意見はございませんか。

3区 小久保 健二委員 ナンバー4だったけど、これ●●●の人なんだけど、ここに住む家はあるんですか。

議長（横田 友会長） 移住です。

3区 小久保 健二委員 はい、わかりました。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。他にご質問はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 賛成多数であります。よって、本案はそのように決しました。

7番 豊田 恵男委員 はいすいません。それとですね、2番と3番。3番の方は面積的に少ないんですけども、2番と3番の地番が近いようなんですけども、この2番の地図で3番の場所は、わかりますか。番地が近いですよ。

事務局（浅賀参与） 3番の場所、これが進入路になりますんで、進入道路の脇のところ、ここの部分。元々所有者の方は、同じ方でここも持ってらっしゃる方なので、地番が近いという形で分譲に合わせて進入路がありますので、進入路の部分で、この残地が残った部分で、こちらの方が買われると思います。

7番 豊田 恵男委員 はいすいませんでした。これでいった場合、埋め土するとかという問題の土地じゃない、平坦な土地っていう事ですか。

事務局（浅賀参与） 現状は平坦ですが、もともと多少段差がありますので、盛る形をとるのか、中で平にすれば立つのかっていうのはちょっと測量は出てきていないので。

7番 豊田 恵男委員 そこまではわからないですかね。

事務局（浅賀参与） 基本的には、侵入路よりこちらの方が高い位置になりますので、どうに合わせるかなんですけど、あまり高低差つけない方がいいかと思っておりますので均したので、見る限りです。どうするかはまだちょっと確認を取ってないんですけど、見る限りだとあまり土を盛るっていうことはないかと思っております。

（休憩を言う人あり）

議長（横田 友会長） 暫時休憩とします。

・・・休憩・・・

議長（横田 友会長） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他にご質問等はございませんか

7番 豊田 恵男委員 4番の件なんですけども、この譲渡人と譲受人の関係だけ教えてください。

事務局（高野主事） すいません、譲渡人が譲受人の方の●●●の方の●●●●が譲渡人となります。

7番 豊田 恵男委員 ありがとうございます。

議長（横田 友会長） 他にご質問はございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第39号について、賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

議案第41号上程 農地利用集積等促進計画の意見について （2件）

議長（横田 友会長） 議案第41号 農用地利用集積等促進計画の意見についてを議題とします。

本案番号2につきましては●●●●●●●●●●の役員である●●●●●●委員、●●●●●●委員、●●●●●●委員が借受人となっており、議事参与の制限にあたる案件となりますので、まず、番号1を審議し、その後番号2を審議いたします。事務局に説明させます。

事務局（川上主任） 私から、まず番号1について説明します。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により秩父市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、令和7年8月4日付けで、秩父市長からの依頼により、当委員会の意見を求められているものです。

同項に規定する要件を全て満たしている者と判断されます。現地を確認したところ、耕作状態となっておりました。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。

続きまして、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見を伺います。

11番 富田 博明委員 11番富田です。先ほど番号1と同じ田んぼなので、同じ貸付人、●●●さんなんですが、農地を借り受ける●●●●さんはご存知の通り、あちらこちらで作付けをやっておりますので、問題ないと思います。ご審議をお願いいたします。

5区 新井 明弘委員 5区推進員の新井と申します。今説明がありましたけども、何も問題のない田んぼでございますので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議長（横田 友会長） ありがとうございます。以上が、担当委員および担当農地利用最適化推進委員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。意見ございませんか。

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） それでは質疑、意見等無いようですので、質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第41号番号2について、市長からの申し出の通り決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、本案はそのように決しました。

●●委員、●●委員、●●委員におかれましては 席にお戻りください。

（委員の着席確認）

議案第42号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断について（2件）上程

議長（横田 友会長） 次に議案第42号、を議題といたします。

事務局に議案の説明をさせます。

事務局（川上主任） 私からは、番号1について説明をいたします。

申請地は ●●●● 畑 ●筆 ●●●㎡ で平成●●年に申請者が相続により取得した土地となります。案内図をご覧ください。

申請地は●●●●●●から西●●●●m付近に位置しております。本件は、土地の所有者から非農地判断について申し出があり、この土地が農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、

次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
 - ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。
- 以上2点について、確認を行いました。

8月18日に吉川委員、今井推進委員、松澤推進委員と現地を確認したところ、申請地はT字路の角地であり周辺に農地はなく、唯一隣接する土地には雑木が数本生えている状況でした。申請地自体は山林化しておりませんが、面積が●●●㎡と狭小地であり、周辺に一体的に活用できる農地もないため、農地に復元すること、また農地として復元しても継続して利用することが著しく困難であるように見受けられました。説明は以上です。

事務局（浅賀参与） 私からは、2番について説明をいたします。

申請地は●●字 ●●● 畑 ●●●㎡で平成●●年に申請者が相続により取得した土地となります。

案内図をご覧ください。申請地は●●●●●から北西 ●●●●m付近に位置しております。

本件は、この土地が農地法 第2条 第1項に定義する農地に該当するか否かについて、判断をお願いするものです。土地の所有者から非農地判断について申し出があり、●月●●●●●日に新井委員さん、今井委員さん、松澤委員さんと現地を確認しました。

平成20年4月15日付け農林水産省経営局長通知「耕作放棄地に係る農地法 第2条 第1項の農地に該当するか否かの判断基準等について」によると、次のいずれかに該当する場合、「農地」に該当しないものとする、とされています。

- ①土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元することが著しく困難であること。
- ②周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるとき。この2点により、現地調査を行いました。

現地は、●●●●●の中にある急峻な土地で、近隣に●●等の住宅が建設されている地域で、土地全体が斜面で、交差点に隣接するに角地で、道路拡幅時に農地の間に、法止めの石積みが1m程度設置されている状況でした。

この土地は、三角地の角地で斜面でとなっており、当初●●●㎡あった土地が、道路拡幅に伴い●●●㎡と半減しており、道路拡幅に伴う残地となっている状況です。

該当地は斜面となっており、高低差は2m以上で木と竹の根でかろうじて斜面を支えている状況で、土地の形状、傾斜の状況、面積等を考えると、この土地を農地に復元して継続利用は、非常に困難な状況と思われます。

また、10mを超える木が数本確認でき伐採、伐根をした場合、石積や隣接道路に影響を与える可能性も大きいと思われます。判断をお願いいたします。以上でございます。

議長（横田 友会長） 事務局の説明が終わりました。続きまして、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見を伺います。

2番 吉川 稔委員 2番吉川です。先日事務局と推進員の今井さん、松澤さんと現地を確認してきました。見ての通りなんですけども三角地帯なんですけど、これ見た目よりもっと長く細長いこんな感じになってまして、線路に向かって砂利道があるんですけども、それを右側には、だいぶ大きな雑木が生えていて、そっちの右側と隣接してるような状態。でこれを農地と見るかというか復旧するかという問題については、無理じゃないかなというふうに私は判断をしましたが、推進員さんの意見等を尊重して、皆さんで判断していただければと思います。以上です。よろしくをお願いします。

1区 今井 和美委員 1区推進員の今井です。写真を見ていただければすぐわかると思うんですけど、あの大きな大木がもうすごく大きくて、電線を邪魔するぐらい大きな木です。なのであそこを掘ったとしても、多分木の根っこで、切株もあつたりするので、かなり難しいのではないかと思います。ご審議をお願いします。

1区 松澤 眞一委員 1区松澤です。よろしくをお願いします。現地を先日見させていただきました。細い道路なんですけど、道路脇の土地でほとんどが畑としては見れず、車の往来があると道路として使ってるように見受けられます。畑地に戻して、耕作するっていうことはちょっと無理な

んではないかと私は見てきました。皆さんのご意見をお願いします。

1番 新井 範委員 1番新井です。番号2ですが、せんだって事務局の浅賀さんと見てまいりました。いずれにしても、この先は、写真のとおり、上っていきながら一番まだ上にも家があるんかというので、私も実はたまげましたのであれなんですけど、この現地の写真のすぐ隣に住宅があるんですね。入り口もこのカーブのところに、この大きい木の手前の現地2のところのここ手前が道路で、その先に住宅地があるということで、それでここかなり斜面で、事務局のご案内の通り、先ほど言った通りなんですけど、石垣が相当の高さで積まれて、この上の枝を入れて畑にするというのは当然無理な状態っていうふうに判断させていただきました。また、ご案内通り雨でも降ればすぐに流れ落ちるっていうような状態と、畑も●●じゃそんなにあるのっていうぐらいで、本当に猫の額みたいなどころだったんで、これじゃ無理でしょ、もうほとんどほぼ現況ですけど、見せてもらっても山林という形にはなってるんで皆さんの判断をどうぞよろしくお願いします。推進の両名のおりますので、よろしく願いいたします。以上です。

1区 今井 和美委員 1区推進員の今井です。やっぱり写真を見ていただけるとわかると思うんですけど、木はわかると思うんですけど、それが斜面はちょっとわからないんですけど、結構斜めってます。それで木が大きな木なんですけど、あのきつと半分ぐらいは竹なんですけど、竹のおかげで土が残ってるっていう感じで、木を抜いたり竹を取ってしまうと、多分土が全部斜面なので、流れてしまって、ここの農地に行き着くだけでもう道路も結構舗装はされてるんですけど、崩れてるところとかもありますので、結構厳しい状態でないかなと思います。

1区 松澤 眞一委員 1区松澤です。先日現地を見させていただきました。浅賀参与と新井さん、今井さんの話した通り、私も木が多く、竹はあるし、畑として使ってたんかなあというような感じにも見えます。石垣も積んであるし、ちょっとこれを、畑に戻しても、先ほどもお話ありましたけど、傾斜地なので、雨で土が流れてしまうんじゃないかと思われま。その下も私担当区で毎年見てるんですけど、そのようなところが多いんで、ここは面積的に少ないんで、やむを得ないんじゃないかと思ひます。皆さんの判断をお願いいたします。

議長(横田 友会長) ありがとうございます。以上が、担当委員及び担当農地利用最適化推進員の意見でした。これより、議案に対する質疑に入ります。あわせて、議案に対する意見を伺います。質問等がありますか。

7番 豊田 恵男委員 7番豊田です。1番2番、説明を聞くと別に反対はしませんが、ちょっと2番の方の案件なんですけど、現地の話、石垣があり、その奥の方は住宅地があるということ。そのまま山林にしてもらっても結構ですが、このまま放棄した場合その木、樹木、竹林、それが住宅に影響しないでしょうか。いくらか手入れしてもらって、山林扱いになるでしょうか。

事務局(浅賀参与) 現状ですが、その奥に建ってる家のところの木は伐採がしてある状態です。この地域はその道の角の部分にありますので、心配になるのは、台風等で倒れたときに道をふさぐ可能性の方が大きいかなと思ひます。その辺で枝を切ってるふしの木もありましたので、所有者の方がどう判断するのか、木はそのまま残して竹を切った状態がありましたんですけど、これに関しては、どう整備していいかというところになるかなと思ひますが。本来だったら石積み、ここ見ていただくんですけど、この辺まで上げてあれば安全なんだと思ひますけど、1mぐらいで道路確保をしているところの上に、盛土みたいな形でここに斜面が残ってしまっている

状態です。それでしたので、この根をとってしまおうと、ここにある土は全部道路に流れ出てしまうという状況ですので、申請者、農地の判断が出たときに、農地にどうに復元するのかという場合、万が一するとすれば、この石積みはあと1m高くして奥が2mぐらい段差がありますので、奥の方に2mぐらい石積みして平らな土地にして使うのであれば、利用可能かと思うんですけど、その費用が相当かかると思いますので、その辺の部分がそのままおっしゃる通りなんですけども、そういう状態ですので、どうするといったときに、安全を確保するってなると一斉に石積みが必要になるかと思うんですけども。

7番 豊田 恵男委員 反対の意見じゃないんです。その後ということちょっと聞いてみたい、**事務局（浅賀参与）** その費用をどこが出すのかという話で、ここはこの道路もさっき今井委員さんからもお話があったんですけども、コンクリート舗装の道路になる。普通はアスファルトの舗装なんですけども、アスファルトの舗装は勾配が12%まではできるんですけど通常施工が難しいので、8%ぐらいまでの道路でしたら、アスファルト舗装してあるんですけども、それ以上急峻なところになると、多分コンクリートじゃないとできないんでそうになっている道路ですので、もう道路勾配自体が10%以上あるようなところですので、この斜面だけの話じゃなくて、雪が降ったら多分通れなくなるようなところだと思います。で、委員さんご指摘の通り心配な部分は非常にあるんですけども、ここだけではなくその回りはいっぱいあるので、その辺は地主さんの方で考えていただくしかないのかな。周りに家があるので、心配はその通り、非常に良い意見だと思うんですけど、逆に地主さんの方にどうしろというのは言いづらいというのを言いたかったんで申し訳ないです。

7番 豊田 恵男委員 反対の意見じゃないので、ありがとうございました

4区 富田 典孝委員 意見じゃないんですけど、よくよくこの除外の案件が出てくるんですけど、その後の地目っていうのはどういうふうになるのか、これもう農業委員会関係ない。

事務局（川上主任） ご質問ありがとうございます。地目については法務局の方で判断する形になります。

4区 富田 典孝委員 はい、ありがとうございます。

議長（横田 友会長） 他にご質問等はございませんか

（「質疑なし」と言う人あり）

議長（横田 友会長） 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第42号について、農地法第2条第1項に規定する農地には該当しないものと判断することに賛成をする諸君の挙手を求めます。

（挙手を確認する）

議長（横田 友会長） 全員が賛成であります。よって、農地に該当しないと判断することに決しました。

日程第8 閉議・閉会

議長（横田 友会長） 以上で、本日の議事は、すべて終了いたしました。

これもちまして秩父市農業委員会 令和7年第8回定例総会を閉会いたします。